一般社団法人日本頭痛学会 役員選出細則

第1章 総則

(適用)

第1条 この細則は、一般社団法人日本頭痛学会(以下、「当法人」という)の定 款第19条に基づき、役員(理事及び監事)の選出に関して必要な事項を 定める。

第2章 理事の選出及び退任後の職責

(理事選挙)

第2条 当法人は、理事を選出するため、理事選挙を行う。

(選挙管理委員会)

- 第3条 理事選挙を行うために、選挙管理委員会を設置する。
- 2 選挙管理委員会委員は、理事会の議を経て代表理事がこれを任命する。
- 3 委員長は役員経験者とし、理事会の議を経て代表理事がこれを選任する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 現職の理事と監事及び理事に立候補する代議員は、選挙管理委員会委員を務 めることはできない。

(選挙の公示、実施)

- 第4条 理事選挙に関する事項は、学会ホームページに投票期間の3カ月前まで に公示したうえ、機関誌にもその旨を掲載する。
- 第5条 選挙は、現職理事に関する不信任投票による再任理事の決定に関する選挙を行い、その後、新理事の選出に関する選挙を実施する。

(選挙の時期)

- 第6条 任期満了による理事選挙は2年毎とし、代議員選挙の翌年に行うこととする。
- 2 選挙は、その任期の終わる1カ月前までに終了しなくてはならない。

(定数)

- 第7条 選挙毎に選出される理事の定数は、定款において定める理事の定員の上限である21名を超えないものとする。
- 2 選出する理事定数は、選挙実施前年の社員総会で予め議決する。

(選挙権)

第8条 理事選挙の選挙権者は、当法人の代議員とする。

(被選挙権)

第9条 理事選挙の被選挙権を有する者は、その選挙の当選者が確定する定時総 会開催月の末日において、70歳未満の当法人の代議員とする。

(立候補と推薦)

- 第10条 理事選挙に立候補する者は、所定の立候補届出用紙に抱負を含めて必要事項を記載の上、推薦書と共に選挙管理委員会宛に郵送にて指定する期日までに届け出るものとする。
- 2 現職理事が次期理事選挙に立候補する場合は、推薦人を要しない。
- 3 新規に立候補する者は、代議員3名の推薦を要する。
- 4 1人の代議員が推薦できる新理事候補者は、1 名とする。
- 5 理事選挙に立候補する代議員は、他の候補者の推薦者になることはできない。

(候補者名簿)

第11条 選挙管理委員会は書類審査を行って候補者名簿を作成し、投票期間の 初日の30日前までに候補者とその抱負の一覧を学会ホームページに 公示する。

(現職理事再任当選者の決定)

- 第12条 第9条の規定により立候補した現職理事について、代議員は不信任理 事に対して投票する。
- 2 選挙管理委員会は、不信任票が過半数を占めた現職理事は不信任と決定する。
- 3 不信任と決定された理事は、再任されない。

(新理事の定数、投票)

- 第13条 選挙管理委員会は、第11条によって決定された現職理事の再任数を勘案して新理事の定数を決定する。
- 2 1名の代議員は、1名の候補者に投票する。

(新理事の選出)

第14条 選挙管理委員会は、全候補者を得票順に並べ、得票の多い順から新理 事を決定する。

(投票方法)

第15条 投票方法等については、選挙管理委員会が定める。

(開票)

第16条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。 2 問題のある投票の効力については、選挙管理委員会が判断する。

(当選者の決定)

- 第17条 当選者は以下の方針と開票手順により決定する。
- (1) 全候補者を得票順に並べる。
- (2) 得票数に従い、上位から順に選ぶ。
- 2 得票数の同じ候補者が複数いる場合には以下の優先順位に従って当選者を決定することとする。
- (1) 会員歴の長い方を当選者とする。
- (2) 会員歴が同じ場合は、選挙管理委員長が抽選で決める。

(選挙結果の公示)

第18条 選挙管理委員会は、選挙結果を学会ホームページの会員専用欄に、速やかに公示しなくてはならない。

(選挙の疑義)

- 第19条 選挙の効力に関して異議のある代議員は、前条にある選挙結果の公示 日から14日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申し立てる ことができる。
- 2 申し立てがあった場合は、選挙管理委員会で審議して方針を決定する。

(社員総会への報告)

第20条 理事選挙の結果は、社員総会に報告され、承認の議決を得て確定する。

(理事と代議員資格)

第21条 理事は、任期中に代議員資格を喪失しても、なおその職務を行わなければならない。

ただし、会員資格喪失を理由として代議員資格を喪失した場合は、資格喪失をもって、理事を退任するものとする。

(再任と定年)

第22条 理事の再任は妨げない。

2 定時総会開催月の末日までに70歳に達するものは、定年を迎えたものとして 当該年度の定時総会終了をもって退任する。

(退任した理事の職責)

第23条 任期満了により定時社員総会の終結をもって退任した理事は、引き続き開催される総会の終了までは理事としてその職務を行い、学術大会の終了をもって、次期理事に職務を引き継ぐものとする。

(欠員の補充)

- 第24条 理事に欠員が生じたときは、社員総会において、その後任者として次 点者を選任する。
- 2 欠員の補充候補は選挙施行時の得票数をもとに、本細則の第17条に規定されている手順に従って選ぶこととする。

第3章 代表理事の選出、任期、及び退任後の職責

(選出)

- 第25条 代表理事は、定時社員総会で承認される改選理事によって構成される 理事会において選出するものとする。
- 2 理事会は、新しく選出された代表理事を、速やかに公示するものとする。

(任期)

第26条 代表理事の再任は妨げない。ただし、その在任期間は連続して4年を 超えないこととする。

(退任した代表理事の職責)

第27条 任期満了により退任した代表理事は、その任期中に開催された定時社 員総会に引き続いて開催される総会期間中は、引き続き代表理事とし てその職務を行い、総会の終了をもって次期代表理事に職務を引き継 ぐものとする。

(欠員)

第28条 代表理事に欠員が生じた場合、理事会は速やかに候補者を選出し、公示する。ただし、その任期は前任代表理事の在任期間の間とする。

第4章 監事の選出

(選出)

第29条 監事は社員総会の決議により選出する。

(候補者)

- 第30条 理事会は、当法人の会員で、かつ下記の要件のいずれかを満たす者を 監事候補者として社員総会に推薦するものとする。
- (1) 理事経験のある者
- (2) 総会会長としての経験ある者
- (3) 代議員歴 (評議員歴を含む) 10年以上の者
- 3 理事会が監事の選任に関する議案を社員総会へ提案する場合は、監事の同意 を得なくてはならない。現職監事が2名いる場合には、少なくとも1 名の同意を得ることとする。

(任期と定年)

第31条 監事の任期は1期2年とし、再任されて2期4年まで務めることができる。

(欠員)

第32条 監事に欠員が生じた場合、理事会は次年度の定時社員総会に候補者を 推薦しなければならない。

第5章 補則

(補則)

第33条 定款及び役員選出細則に定めるものの他、選挙管理委員会の運営及び 理事選挙実施に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

(細則の変更)

第34条 この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会で承認を要する。

附則

- 1. この細則は、平成24年11月18日より施行する。
- 2. この細則は、平成27年11月14日より施行する。